



丹篠教総第165号
令和4年6月23日

丹波篠山市監査委員 畑 利清 様

丹波篠山市監査委員 河南 克典 様

丹波篠山市教育長 丹 後 政 俊



定期監査結果報告に係る措置の状況について（報告）

地方自治法第199条第9項の規定による監査結果に対して講じた措置を、同条第14項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 措置を講じた部局
教育委員会学校教育部
- 2 監査の種別
定期監査（地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項、並びに丹波篠山市監査基準第4条第2項による監査）
- 3 監査の期間
令和2年9月1日～令和3年1月29日
- 4 措置の内容
別紙のとおり

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	令和3年1月29日 監査結果報告
対象監査	令和2年度 定期監査
対象部署等	教育総務課
対象事項	① ふるさと創生奨学金の貸与に伴う未返済額の徴収について
指摘等内容	ふるさと創生奨学金の滞納額については、平成28年度の2,154,600円をピークに減少し、令和元年度は1,421,600円となっている。今後も、引き続き重度の滞納者については、連帯保証人に連絡を行う等、積極的な回収に努められたい。
改善措置通知日	令和4年6月23日 改善措置通知
改善措置内容	令和3年度において、滞納者全員から計画的な返済を実施することができた。
改善措置公表日	令和4年6月29日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果 報告日	令和3年1月29日 監査結果報告
対象監査	令和2年度 定期監査
対象部署等	教育総務課
対象事項	② 会計年度任用職員の採用事務等にかかる一元管理について
指摘等 内容	<p>令和2年4月1日現在の職員数は、正規職員465人、任期付職員22人、再任用短時間勤務職員9人、臨時的任用職員14人、会計年度任用職員（年間任用者のみ）435人の計945人となっている。その中で、会計年度任用職員にかかる採用、退職や社会保険、雇用保険等の人事関係業務については、企画総務部総務課（105人）と教育委員会事務局教育総務課（330人）と分割して行っており、それぞれにおいて同様の業務を遂行している状況にある。</p> <p>については、事務の効率化の観点から企画総務部総務課と連携を行い、会計年度任用職員にかかる人事関係業務の一元化について検討されたい。</p>
改善措置 通知日	令和4年6月23日 改善措置通知
改善措置 内容	<p>令和4年度の教育委員会の組織機構改革に併せて、企画総務部総務課と協議してきたが、会計年度任用職員の一元管理には至っていない。ただし、令和4年度会計年度任用職員の募集においては、教育委員会、市長部局が連携して募集チラシを作成することはできた。</p> <p>今後、さらに事務の効率化を図るため、令和5年度の会計年度募集準備や組織機構、事務分掌を検討されるまでに方針が出せるよう、企画総務部総務課と協議することで調整済みである。</p>
改善措置 公表日	令和 4 年 6 月 29 日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	令和3年1月29日 監査結果報告
対象監査	令和2年度 定期監査
対象部署等	学事課
対象事項	① 学校用地の登記について
指摘等内容	<p>小学校や中学校等の用地について、未登記や財産台帳に明確に記載されていないものが見受けられた。については、財務規則第117条（公有財産の取得）第4項、第121条（公有財産の管理）及び第122条（財産台帳）の規定に基づき、適正に処理された。</p> <p>また、学校用地以外の市が所有している用地についても未登記となっている箇所があることから、行政経営部管財契約課と連携を行う等、市全体として早期に処理されたい。</p>
改善措置通知日	令和4年6月23日 改善措置通知
改善措置内容	<p>令和2年12月1日から、専門的な知識を有し、主体的に登記事務ができる登記専門員を雇用し、法務専門員とも連携しながら、1日も早い小学校や中学校等の用地の整理（所有権移転）を行うため事務処理を進めています。</p>
改善措置公表日	令和 4年 6月29日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	令和3年1月29日 監査結果報告
対象監査	令和2年度 定期監査
対象部署等	学事課
対象事項	② 各学校における切手の管理について
指摘等内容	<p>各小学校、中学校、特別支援学校において管理をされている切手について、郵便切手差引簿を用いて管理をされているが、切手の種別ごとの残数が把握できる様式となっていない。このことから、必要以上に切手が購入されており、数多くの切手が残数として存在していることが見受けられた。</p> <p>については、郵便切手差引簿の様式について、切手の種別の残数が把握できる様式に改め、各学校において適切な切手の管理を行うよう指導されたい。</p>
改善措置通知日	令和4年6月23日 改善措置通知
改善措置内容	<p>令和3年度から郵便切手差引簿の様式を切手の種別の残数が把握できる様式に改めるとともに、年度当初に前年度末の繰越枚数の報告を求めることとし、学校において適切な切手の管理を行うよう指導しました。</p> <p>(令和3年3月25付学校長あて通知及び令和3年4月28日令和3年度学校財務事務説明会)</p>
改善措置公表日	令和4年6月29日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	令和3年1月29日 監査結果報告
対象監査	令和2年度 定期監査
対象部署等	学校教育課、教育研究所
対象事項	学校評価の公表について
指摘等内容	<p>丹波篠山市立小学校、中学校、特別支援学校、幼稚園管理及び運営に関する規則第25条の2（学校評価）第1項において、「学校は、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。」とされているが、各学校のホームページ上において、公表の方法が様々であることから、統一された様式等により市民に分かりやすく公表されたい。</p>
改善措置通知日	令和4年6月23日 改善措置通知
改善措置内容	<p>改善措置として、各学校園の「学校評価」の公表について、基本となる「統一様式」を作成し、下記2点を令和3年6月10日の定例校長会において指導し、文書にて通知した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学校園のホームページにおいて、「学校評価」のタブを作成する。 ・「学校評価」を学校便りの一部に掲載する等による公表にならないように、「統一様式」を基本として「学校評価」をまとめ、ホームページ上に掲載し、市民にわかりやすい公表とする。 <p>また、今年度についても、令和4年6月22日付けで、各学校に通知し、市民にわかりやすく公表するように周知し、徹底を図った。</p>
改善措置公表日	令和4年6月29日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。